

商都柳井津と隣接地域の商業規制

小 山 良 昌

はじめに

柳井市は山口県の東部南端に位置し、その東西に岩国・周南の両工業地域を控えた商業都市である。その柳井市域の中心となる柳井の町は、江戸時代以前には既に柳井津と呼ばれて港町を形成しており、その狭隘な町域は典型的な瀬戸内沿岸の商港であった。

この柳井津はもともと柳井村に開かれた市いちから発展したもので、江戸時代には吉川氏の岩国領に属して域下町岩国と共に町制が敷かれていた。商業地域は商業の発展に伴って膨張をつづけ、柳井津周辺地域、とりわけ川一つ隔てた隣村古開作村にまでおよび、古開作村百姓で商業に従事する者も多数にのぼった。伝統に支えられた柳井津商人にとって、これら隣接地域の新興商人の商業活動、就中江戸時代中期以降急成長を遂げて柳井津の特産品となっていた木

綿反物の販売を営み始めた古開作村商人の台頭は脅威となり始めていた。そこで、柳井津町人はこれら隣接地域での商業活動に規制を加え、遂には商業上の隷屬的地域として置くことに成功した。

本稿では、柳井津の歴史的沿革を概観し、柳井津町人の生活および商業活動を明らかにし、それが隣接地域の商業規制とどのような関わり合いを持ったかを考察する。

一 柳井津の歴史的沿革

「柳井津」の地名の初見は、おそらく岩国の白崎八幡宮棟札写にみえる

「明応九年庚申十二月晦日從三京都將軍家至柳井津御下向於三同津御越年、同辛酉正月二日被移御座於山口乗福寺」

であろう。細川政元によって將軍職を追われた足利義稹は、大内義興を頼って西下の途中明応九年(一五〇〇)一月晦日「柳井津」に上陸、当地で越年して山口へ向った(大内氏実録)ことを示す史料である。しかし、それ以前の応仁二年(一四六八)の史料『戊子入明員件』(正使天与清啓書)によると、「可成渡唐一船分」として周防国では富田弥増丸、上関薬師丸、深溝熊野丸らと共に「周防楊井宮丸七百斛」と記されており、柳井から遣明船が派遣されたことがわかるが、ここでの楊井は柳井津を示すものであろう。また、遣明正使である天与清啓ら要人が滞留する港町、交通の要地でもあったことが知られている。

一方、今に残る地名「金屋」に代表される金物・鋳物類の柳井津での歴史も古く、中世に遡ることができる。

「賀茂之鐘の事、い申候へハ楊井金屋の□々彼鐘につき候てむつかしくおほせられ候間、いもしの面々にわひ事を申候て(略) 向後周防国にてハ金屋面々御意ならてハい申ましく候、仍わひ状如件

享徳三年きのへいぬのとし 式月十九日

楊井金屋面々御中へ

廿日市 ひかしかり屋

三郎次郎(花押)

右文書は、安芸国廿日市の鋳物師が柳井津近郊伊保庄村賀茂神社の洪鐘を鋳造したことに對し、享徳三年(一四五四)柳井津金屋の鋳物師達が商權を侵されたとしてクレームをつけ、その結果、廿日市の鋳物師が、今後周防国内では金屋鋳物師の同意がなければ鋳造を行なわないことを誓約した詫状である。

江戸時代の柳井津は吉川氏の岩国領に属した。慶長一五年(一六一〇)毛利藩による防長両国総検地が行われているが、その検地帳によると

「楊井 市屋敷 二百ヶ所 三町八畝 米百拾三石」

と記され、また、岩政本『玖珂郡志』には柳井津の市日を次のように掲げている。

「柳井市往古 朔日、五日、八日、十三日、十七日、廿二日、廿五日、廿七日」

すなわち月八日の市が立ったことを記している。同書によると、その周辺地域の大島郡小松、久可、安下庄、熊毛郡田布施、波野、宿井、三輪等の各市が月一日ないし二日の開市であるのに比べ、柳井津の殷賑ぶりが窺える。

城下町岩国と共に町制が敷かれていたが特に町奉行は置かれず、大行政区である柳井組を支配する代官が柳井町奉行を兼務した。代官所は最初新庄村に設けられていたが、承応三年(一六五四)柳井津の発展に伴って経済の中心地である当地姫田川東岸の地に移された。

柳井津の町域は東の姫田川、西の柳井川に狭まれた総間四五三間の狭い地域であった。(図1参照)『玖珂郡志』によると、柳井津東端より浜町(六四・五間)、辻小路(八・五間)、魚棚町・中仮屋町(六二間)、久保(四七間)、金屋(九九間)、鍛冶屋(二九間)、古市(五二間)、横町(一五間)、西の端片側町(七二・五間)の各町より成立

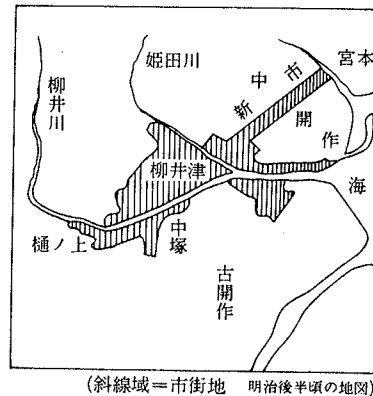


図1 柳井津・近隣地域略図

には柳井川の一部を埋立てて、鍛冶屋・金屋の裏に緑町、中野町、愛宕町などいわゆる「浦(裏)町」を開くなど、町域の拡大につとめた。

これら町域においては、村方では「瓦葺ハ土蔵之外ヒサシニテモ不相成候事」と禁止されていた瓦屋根も許可されており、今に残る本瓦葺屋根、白壁造りの町並は町方区域の特別区としてのシンボルであった。

二 柳井津町人の生活および商業活動

(イ) 町人の生活

柳井津では最も早く開けしかも柳井津を代表する商業地域であった古市の町域の構成を戸籍帳^⑤に基づいて作表すると表1のとおりである。古市は東西両組に二分されていたらしく、当史料は東組分である。これによると、住民は「町

人」と「雑戸」で構成されており、その数は戸数、人口共に両者はほぼ同数であった。奉公人にあたる雇用人は「町人」では平均して一戸一名、最多雇用品三名を擁した。その出身地は柳井津出身者は一人も居らず、周辺の村落を中心に東方は広島、西方は徳山にまでもおよんでいたが、「雑戸」には奉公人は皆無であった。町年寄格は「町人」一八人中一三人も居り、町人に占める割合が異常に多いことに注目される。また、借家住いは「雑戸」ではほとんど全員であるが「町人」でも四割近くを占めており、家屋、土地などの不動産は当時最も安全な利殖物件として富裕町人の

表1 古市町東組(明治3年)

	町人	雑戸	計
全戸数	18戸	19戸	37戸
全人口	雇人共 75人(91)	68人	雇人共 143人(159)
	男 49人 女 42人	男 35人 女 33人	84人 75人
一戸平均	4.2人	3.6人	3.8人
雇用人	(出身一 16人柳井津 0)	0	16人
屋号所有者	17人	18人	35人
名字所有者	6人	0	6人
町年寄格	13人	0	13人
持石者	8人	0	8人
瓦葺家屋	13戸	4戸	17戸
わら葺家屋	1 不明4	1 不明14	2 不明18
平均間口×奥行	間 間 3.2×6.4	間 間 2.5×5.1	間 間 2.9×5.8
最大家屋	間 間 5.0×7.5		
土蔵	8戸	0	8戸
借家住い	7人	15人	22人
貸家数	8(内1軒持3人 2軒持1人 3軒持1人)	0	8戸

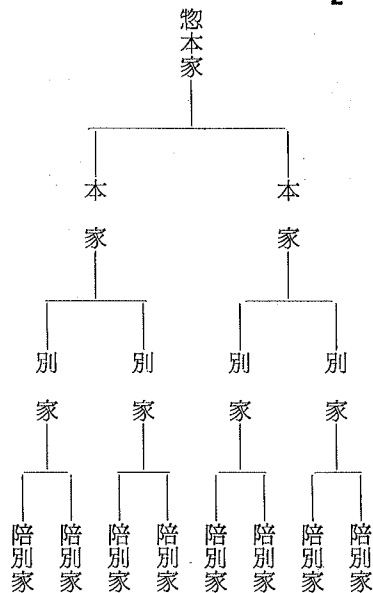
投資対象となっていたようだ。

柳井津町人の生活で特徴的に行われた慣習、制度を二、三例記すると、まず

〔別家制度〕

奉公人が一定期間の年季奉公を勤めたのちのれん分けによる別家制度は、柳井津の場合図2式で表わされた。

図2



このように、有力町人〓惣本家をピラミッドの頂点とする別家制度が確立しており、本家——別家の間は親子関係・君臣関係にも擬した封建制度が成立していた。のれん分けに際しては別家の屋号、取扱商品にまで本家・惣本家の意向に左右され、主家と同一の商品の取扱も禁止され、別家後も終生変らず主家に仕えた。屋号も主家と同一家号を名乗る場合も多く、屋号でその所属グループが明確となった。表2は、柳井津東隣の宮本浦年寄兼目代であった原家が、柳井津町家より「宮本市柳井津津料銀」を徴収した際記録した史料より作成したものである。嶋屋・長谷

屋・室屋・友屋等の屋号が多いが、津料銀を拠出ししない潜在屋号数を加えるとかなりの数値を示すと思われる。また、文化一四年度の嶋屋名が全く欠除しているが、グループ内の結束を示すものであろうか。

〔準格制度〕

現実に町役人ではないが町役人に準ずるいわゆる「町年寄格」「町役人予備軍」を「準格」と称した。藩府に対して多くの当用銀を拠出した町人、町役人を長年勤めた町人、藩に対して特別功績のあった町人等に与えられる資格で、準格を受けると現役の町役人同様町人が負担すべき市中諸役の義務が免除された。市中諸役人には月々繫銭、臨時の小繫銭のほか月行事、火番、立番、水夫、自身番などの夫役があり、これらの夫役は相当煩わしいものであったことから、富裕町人は競って準格を得た。表1によると、古市東組の場合合は町人一八人中一三人が準格で七割

表2 年度別同一屋号数(4軒以上を書き出す)

天明2年 軒		文化14年 軒		文政4年 軒		天保13年 軒	
嶋屋	18	長谷屋	16	長谷屋	15	嶋屋	16
長谷屋	15	友屋	12	嶋屋	13	長谷屋	16
貞屋	7	貞屋	11	室屋	11	友屋	14
掛屋	6	室屋	10	平野屋	11	小松屋	11
角屋	5	柏屋	10	貞屋	10	貞屋	10
室屋	5	大野屋	7	友屋	10	角屋	9
畑屋	5	讚岐屋	6	柏屋	8	室屋	8
田原屋	5	掛屋	6	大野屋	6	中屋	8
柏屋	4	小松屋	6	大角屋	6	大野屋	7
大野屋	4	平野屋	6	小松屋	6	宮本屋	7
余田屋	4	宮本屋	5	讚岐屋	5	平野屋	5
綿屋	4	角屋	4	掛屋	5	掛屋	4
友(鞆)屋	4	綿屋	4	米屋	4	大谷屋	4
讚岐屋	4	中屋	4	菓子(貸)屋	4	讚岐屋	4
		米屋	4			八波屋	4

強である。その結果、市中諸役はいきおい準格以外の少数の零細町人の負担するところとなった。このことは非準格の負担増をまねき、町入用金等が減額して町運営に支障を来し始めた。そこで、一部の有力町人は市中諸役のうち夫役を除く金銭にかかわる諸役のみは負担したい旨を藩府へ歎願し、許可を得ている。小田家文書によると、

「小田六左衛門 守田長左衛門 久甫喜太郎 麻生利左衛門 長谷川宗左衛門

河井太左衛門 加藤仁右衛門 長谷川兼藏 弘津庄兵衛

右之者共、此内御仕成ニよつて町役人準格ニ被仰付候、諸役目除来候処、当時町内都て及困窮、小身者令難儀候ニ付、諸役目之中月別繫銭、臨時小割等之儀出銀差出度、尤銘々差支之儀度出来候時は歎出候様可有之由、彼是申出、猶奇特之趣等遂沙汰候処、一統差支之中神妙之趣旁いづれも申出之通御聞濟相成候（下略）

天明四甲辰十二月

〔士格制度〕

準格の上級格として「浪人格」「藩士格」が与えられた。柳井津豪商小田家の場合、永代大年寄格、永代名字・帯刀御免を認められ、藩より一人扶持を支給されていた室屋善四郎こと小田六左衛門は、寛政七年「家柄士格・御蔵元付」を与えられた。しかも、住居・商売は従来のとおり行つても良いという条件付であった。小田家が六左衛門の体調の不調を理由に辞退すると、藩では直ちに「柳井組浪人格筆頭」に任じた。その後、小田家のたび重なる勤功に對し、享和三年（一八〇三）に藩の「御手廻組士」に任じ、ついで元治元年（一八六四）には遂に「大組士」に昇進させた。大組士は藩の家老、中老につぐ中堅家臣で、商人としては異例の昇進であった。柳井津町人では、小田家のほか長谷屋（長谷川）、嶋屋（東条）、小松屋（神田）の三家が御手廻組士に任ぜられた。

(四) 商業活動

柳井津商人が取扱った商品の代表的なものとして木綿反物、油、木ろう、金物等が挙げられる。これらの商品は、伝統に支えられた少数の有力商人によって独占的に取扱われる傾向にあった。例えば、油の場合、わずか八軒の間屋によって営まれ、その原料である菜種、綿実を九州一円に求めて買入れ、製油して売捌いていた。

中世揚井の金屋鋳物師の伝統を引く金物については、「金屋」「鍛冶屋」の町名に名残りを止めているように大変盛んであった。彼等鍛冶職人によって鉄座が構成されていたが、藩の農村振興政策による安い農具の供給が必要となり、文化九年（一八一二）には鉄座は解散させられた。現在「鍛冶屋」の町名も消滅している。

木綿織物は近世後期の柳井津を代表する最も重要な商品であった。木綿織物業は岩国領に限らず周防瀬戸内沿岸の村方に共通した産業であった。近郊農村で織出された木綿を集荷した柳井商人は、その販売ルートに乗せて全国的に移出した。享保初年頃の史料に、

柳井津 嶋屋与惣右衛門

「右反物商売致手広、年中ニ互リ候ては反数巻万余も致取扱候趣ニ相聞、津産物之名も自ら諸国へ流布せしめ、当津之繁栄ハ不能申ニ織元之仕合大形ならず、御口銭も多分ニ相調商売向致出精候故、全御上下之御為筋ニも相成候事ニ付（以下略）」

嶋屋与惣右衛門なる一木綿商人の取扱う反物が年一万反余にのぼり、柳井津木綿の名が全国的に流布された。これは当津繁栄の基になるのみならず織元の利益となり藩府にも貢献する処大である、と藩が与惣右衛門を賞詞している。この木綿反物の大量取引に着目した岩国の藩府では宝暦一〇年（一七六〇）以後すべての織物に検印を実施することとし、厳重な尺幅検査に合格しなければ出荷を禁じた。そして、検印には反別二分の検査料を徴収した。その検印制度は品質保持と藩庫の充足を目的としたが、結果的には柳井木綿の品質と信用を高め、その販売は幕末明治期に到

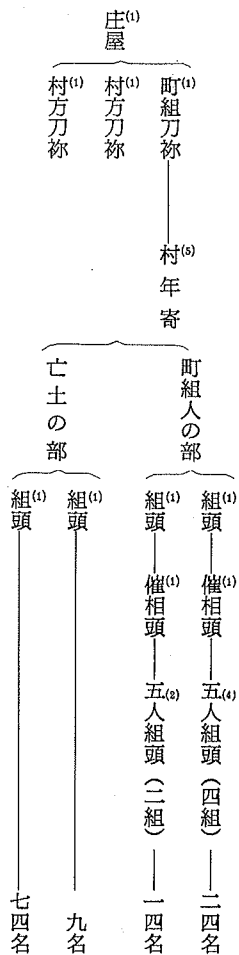
るまで好調であった。

三 隣接地域の商業規制

柳井津の地縁地域である柳井川を隔てた古開作村中塚・土手筋および樋ノ上の地域においては、柳井津同様古くから商工業が営まれていたと云われる。すなわち、古開作村では寛文三年(一六六三)の古開作築立以前より商人、職人が住居し、開作築立以後は新地振興策として芝居の興行が行われたという。山口県が明治八年に調査作成した「山口県大小区村名書」によると古開作村は堤町、内開作、向地の三大字からなり、さらに、堤町は沖割、中割、上割、箕腰、中塚、新屋敷、堤町、樋ノ上の八小字が含まれていた。

古開作村の支配組織は一名の庄屋のもとに全村を三分し、その三分二に当る村方は二名の刀祿の支配下に、残る三分一の町方(中塚・土手筋・新屋敷・箕腰から成る)は町組として一名の刀祿の支配下にあつて、村方・町方住民の混住する変則的な支配形態をもっていた。その町組は「町組人」と「亡土」によって構成されていた。

表3 古開作村の支配組織 (内は人数)



この町組の構成を戸籍帳を基に作成すると表4のとおりである。この「町組人」と「亡土」の相違は、町組人に属する者は多少に限らず田畠を所有するが、亡土は全く所有していない。従つて亡土には自宅地所有者は居らず、すべての者が借地・借家人であり、必ず請人が付けられた。これに対して町組人は刀祿山本茂兵衛(屋号室屋)の持石高

表4 古開作村町組(文政11年)

	町組人	亡土	計
全戸数	52戸	83戸	135戸
全人口	279人 {男 140人 女 139人}	297人 {男 142人 女 155人}	576人 {男 282人 女 294人}
一戸平均	5.3人	3.6人	4.3人
雇用人	4人	0	4人
屋号所有者	19人	23人	42人
名字所有者	1人	0	1人
総持石高 田畠	518石0325 503石60125 14石43125	0	518石0325 503石60125 14石43125
一戸平均持石	9石96	0	9石96
最多所有者	200石余		200石余
十石以上所有者	10人		10人
瓦葺家屋	1戸	不明	
藁葺家屋	51戸	不明	
自宅持	23戸	0	23戸
借家	26戸	65戸	91戸
借地	3戸	16戸 不明 2戸	19戸
貸家所有者	14人(最高8軒所有)	0	14人
船数	1隻	0	1隻
牛数	16疋	0	16疋
鍛冶工場	2所	0	2所

(「古開作町組人改帳」より)

二〇〇石余を筆頭に一〇石以上所有者一〇名を数えるが、山本家の二〇〇石を除いた場合の一戸あたりの平均持石高は六石二斗余であった。また瓦葺家屋(山本家)があることも特記すべきことである。

岩国藩では他藩と同様に、村方での商行為には極力これを制限する方針であった。以下『岩国藩旧記』によって年次別の禁令を掲げると、まず、元禄一五年(一七〇二)には

「在々ニ住宅之小商人一切置申間敷候事」

ついで、宝永元年(一七〇四)、正徳年間(一七一〇～一七一五)には

「在々小商人一切停止之事 唯今迄有来候商人悉指止可申事」

と強い調子で在村商人の商行為を全面的に禁止した。ついで、寛政一二年(一八〇〇)には再び村方での商行為が盛んになり始めた事により

「百生農業ヲ事トセス、地下之重宝ニ不相成、新規之細工仕、次三男ニテモ村方ニ於テ小間物類小商と致候モノ間々有之由甚以不可然候、第一身柄農業ニ怠リ且村方之奢ヲ道引候一端ニモ候ヘハ、市中ハ格別其余有来之分違モ堅被差留候条心得違有之間敷候事」

と再び堅く禁止している。

このように、藩は村方での商業は随時禁止の方針でぞんできたが、この古開作村にはこれらの禁令は適用されてはおらず、依然として商業が営まれたことから、柳井津町域延長の商業地域とみなされていたようである。ところが、この村方に属しながら町組を構成する変則的な古開作村商人の商行為は、それが活発になるに従って柳井津町人には無視できない存在となってきた。古い伝統に支えられた柳井津町人にとって、新興地の、しかも木綿商いでは強力なライバルにまで成長した古開作村商人の活動は次第に脅威となった。そこで柳井津ではこれら隣接地域での、と

りわけ古開作村での商業規制を行う必要にせまられた。

その規制の第一弾は天明三年(一七八三)古開作村樋ノ上地域^⑧に対して行われた。こゝは古開作村土手筋・中塚同様柳井津近接地域として商業が営まれてきたが比較的小商業区域で、しかも町組を組織していなかったことからまず規制の対象に挙げられたものとみえる。

「樋ノ上土手ノ諸商、漸次繁昌ナシケレバ町方ノ商人ニ障リトナルトテ惣町ヨリ役方へ願出ズ、樋ノ上側ヨリモ敷願ナシタルモ町方一統ノコトナレバトテ、樋ノ上土手ハ餅屋・豆腐屋ノ外ノ商ハ一切差止メニナル」

柳井津にとって樋ノ上地域の商業隆盛は支障になると代官所へ提訴、樋ノ上地区よりも代官所へ敷願したが、樋ノ上の敷願は「町方一統の事」として、受入れられず、以後樋ノ上地域では餅屋・豆腐屋以外の商品の取扱いは一切禁止された。

この樋ノ上地域に対する規制が比較的簡単に成功したことに意を強くした柳井津側は、次にその矛先を古開作町組に向けた。当時の古開作町組は、前述のように新興商業地域として自由な活動が行われ、なかでも六軒の木綿商人の活躍によって経済的にも侮り難い存在であった。その上岩国藩府によって町組およびその商業活動は暗黙の了解事項とされていたこともあって、柳井津側の古開作町組に対する攻撃は周到な準備のもとに行われた形跡がある。

天明三年夏、錦帯橋が架る錦川が氾濫し、藩庁の所在地横山が冠水すると、小田家一疊一八〇枚、守田家一疊一四〇枚など柳井津町人による活発な救援活動が行われた。領民としてこの救援活動は当然の行為としても、柳井津町人の行為は藩の首脳に強く印象づけたことであろう。ついで、翌天明四年、柳井津町年寄守田長左衛門は当時岩国藩政全般を司る蔵元長官であった吉川衛士宅へ参上し、首尾よく御目見にあづかり御土産を吉川家の家人にまで配布して帰柳している。

「吉川衛士御出入叶御目見首尾能相調候、屋敷代官（略）中間ニ至ル迄夫々エ進物致候」^⑧

このような形の御目見は例がなく、いかにも唐突であった。また、同年十二月には前述のように、有力町人九名による市中諸役の負担願が差出され、藩の許可を得るなど柳井津町人の藩府へ対する善行勤功が表面化している。かくして天明五年（一七八五）六月、代官所より古開作村町組に対して百姓身分の商行為の不当性を口実に、商行為を全面的に禁止する布達が出された。^⑨

「百姓の職分ニノ商売体之儀不致候様ニと御触有之候儀、早速川口・山根両御番所被差出、風情（風情）悉く御打せニ相成候、殊ニ古来々代々商人にて生立外手馴之業通も無御座、時世トは申ながら礎ト行当り難波ニ相成候付（中略）、綿反物商売之もの六軒立退候様相成、残之者共至極小身者の儀」

布達が下されると直ちに柳井津の川口番所、山根番所から役人が派遣され、各店の表戸にあたる風帳（かざり）をすべて打付け、開店できないようにしてしまった。古くから商業を生業としてきた古開作村町組人にとって驚天動地の布達であった、生計の手段も立たず、日毎に生活苦は深刻となっていた。ただ、この度の布達の目的は最終的には六軒の木綿商人の追放にあった。六軒の追放が終了すると残るは小商人のみとなり、柳井津に与える影響も少ないことから同年一〇月、代官の岩国からの出柳と同時に古開作町組の商業は綿・反物を除いて再び許可されることとなった。

「一〇月八日役人町呼出にて御達有之、古開作店屋之者共先達商と被差留、風情（風情）を打居候由（中略）九日風情を明け、制外之品売買仕、渡世可致ト之御事にて皆々難有（中略）綿反物之儀ハ相除其外諸品商売仕、渡世相営申候」^⑩

ついで、文化九年（一八一二）九月には、古開作町組のみを対象として「在郷商と向差留」^⑪

と定められた。古開作村町組の商人が村々へ出向いての小商行為を全面的に禁止する措置であった。「岩国藩旧記」によると、小商人の在郷商いは商品制限こそ規定にあるが、在郷商い禁止の条項は見当らない。その商品制限も時代が下るに従って次第に緩和の傾向にあり、商品数も増加している。その中で古開作村のみが禁止されることは同村町組人にとって割切れないものがあったと思えるが、「町方一統ノ事」として処理されたのではないだろうか。

その翌々年には古開作町組商人の取扱う商品は全二四品のみと規定され、しかもその二四品の仕入れ先も柳井津からのみと限定され、他所からの商品の仕入れは全面的に禁止された。

「仕入之儀ハ何れも柳井町を買得仕、小身者といへハ荷と運等相働、諸品薄口銭ニノ度数を本体ニ致し売事相励」^⑫ その結果、古開作村の小商人達は柳井津町人によってその首根つ子を完全に押えられ、柳井津に対して従属的立場に追込まれてしまった。彼等の生計は口銭を薄くして薄利多売の商法で営むか、さらに小身の者は荷物の運送に従事する日雇い労働者となって糊口をしのいだ。そのうえ、営業に対する店銀が年二一〇匁（のち二四〇匁）と高額で、その店銀の捻出をも配慮しなければならず、さりとて従来商業を生業としてきた者として今更農業への転業もできず、彼等の生活は悲惨なものとなった。

「時々町方る故障申立、終ニは御厄害之儀も出来仕、御役座之制詞も有之、難波之余り時々御歎願申出候へ共町方之当り障りも御座候哉其儀なく、所詮空敷相成居候」^⑬

その惨状を藩府へ訴出、救済方を依頼しても、柳井津側に遠慮した役人達からは何らの救済措置も得られなかった。

おわりに

柳井津では町人の中に士格、準格、町人、町人以外（のちの雑戸）という厳然とした格式および階層が生まれ、そ

のうえ別家制度に基く主従関係が確立していた。その別家制度のピラミッドの頂点に立つ一握りの有力町人、特に岩国藩士格を与えられた町人の発言力は今日からすれば想像もできない程強力かつ広範囲であったと考えられる。従って、商業経営上、町政運営上の彼等の影響力は強く、地域の公権力の最高権力者である町奉行でさえも、この豊富な資本力と格式を兼備した有力町人の意向を無視した町政は行いえないものであって、有力町人の意向に代官の意向の図式が成立していたと考えられる。従って古開作村町組に対する藩府による一連の商業上の規制は柳井津町政の反映であり、かつ一部有力町人の意志の現われであったと考えられる。

かくして、柳井津近隣地域の商業活動は柳井津の意向を無視して商うことは不可能となり、柳井津に対して完全に従属的立場に置かれてしまった。

註① 防長古文書誌—玖珂郡

② 小田甲子郎家文書

③ 三井蔵田御検地帳—毛利家文庫

④ 岩国藩旧記—文化六年

⑤ 古市町東組戸籍仕出帳—国森家文書

⑥ 原家文書

⑦ 小田家文書

⑧ 浅海家文書

⑨ 藤元家文書

⑩ 古開作町組人改帳(文政一年)、この町組の小字名

には土手町をはじめ箕腰、中塚、新屋敷が記載されている。しかし樋ノ上は含まれておらず、村方刀祢の支配下にあったと思われる。

⑪ 「山口県大小区村名書」によると樋ノ上は古開作村・

柳井村共にある。

⑫ 皿田家文書

⑬ 小田家文書、守田家文書

⑭ 守田家文書

⑮ ⑯ ⑰ ⑱ 藤元家文書